

飼育動物診療施設開設届

令和 年 月 日

(あて先)新潟市保健所長

開設者住所

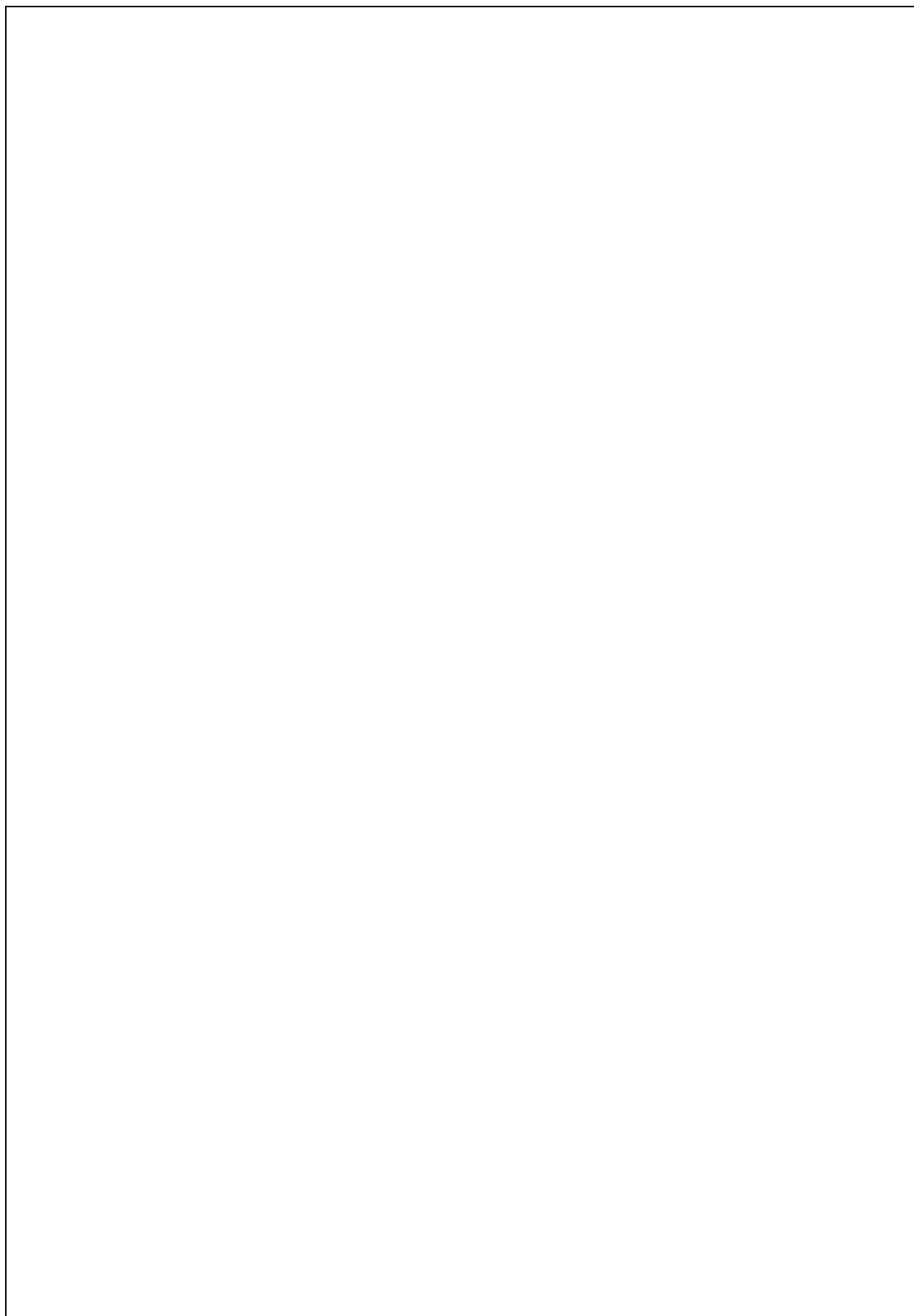
開設者氏名

獣医療法第3条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

- 1 診療施設の名称
- 2 開設の場所
- 3 開設の年月日
- 4 診療施設の構造設備の概要及び平面図
 - (1) 診療施設の平面図
別紙－1のとおり
 - (2) 診療施設の構造設備
別紙－2のとおり
 - (3) エックス線装置及びエックス線診療室の構造設備及び平面図
(エックス線装置を備えている場合)
別紙－3～5のとおり
- 5 管理者の氏名及び住所
- 6 診療の業務を行う獣医師の氏名、獣医師免許取得年月日及び登録番号
- 7 診療の業務の種類
- 8 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為
- 9 その他
獣医師免許証(写)添付

診 療 施 設 の 平 面 図



飼育動物診療施設開設届 【記載上の注意】

- * 診療施設の開設者は、開設した日から10日以内に新潟市動物愛護センターまで下記事項の届出が必要となります。
- * 開設者が法人である場合は、氏名及び住所の欄には当該法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載して下さい。
- * 当該診療施設を休止もしくは廃止、または届出た事項を変更したときも10日以内に届出が必要となります。

記

- 1 診療施設の名称
- 2 開設の場所
- 3 開設の年月日
- 4 診療施設の構造設備の概要及び平面図
 - (1) 診療施設の平面図(往診診療者等は医薬品保管施設等)
別紙－1に記入
 - (2) 診療施設の構造設備
別紙－2に記入
 - (3) エックス線装置及びエックス線診療室の構造設備及び平面図
 - * エックス線装置設置施設(往診診療者等は携帯用エックス線装置を所有する場合)のみ記入してください。
 - * 診療用エックス線装置及びエックス線診療室の構造設備については別紙－3(4ページ)に記入し、5のエックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴も忘れず記入してください。
 - * エックス線診療室図(別紙－4)、エックス線漏洩線量測定証票(別紙－5)を添付してください。
- 5 管理者の氏名及び住所
 - * 診療施設を管理する獣医師1名を記載。
 - * 診療時間中は当該診療施設に常勤することが適当とされ、原則として1か所の診療施設のみを管理するものとしますが、診療の時間帯、診療施設間の距離等からみて2か所以上の管理をしても診療施設の管理が適切に行える場合には、1人の獣医師が2か所以上の診療施設を管理することも差し支えないとされています。
- 6 診療の業務を行う獣医師の氏名
 - * 診療の業務を行う獣医師全員の氏名、獣医師免許取得年月日及び登録番号を記載。
- 7 診療の業務の種類
 - * 診療の主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫、小鳥等である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」と記載。
 - * 往診診療者等は「往診診療」である旨も記載してください。
- 8 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為を添付してください。
- 9 その他都道府県知事が必要と認める事項
 - * 診療の業務を行う獣医師全員の獣医師免許証(写)を添付してください。